

Save The Dream 参加契約書

甲と乙は、以下のとおり、Save The Dream 参加契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（契約の目的）

甲は、乙の主宰する Save The Dream プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）へ参加し、乙はこれを受入れる。

第2条（本プロジェクトの目的・内容）

- 1 本プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店の金銭的な支援を目的とし、乙が甲を含む参加店舗のため、は CAMPFIRE の Web サイト又は Merch Hub の Web サイトを利用して支援者から支援金を募り、参加店舗に支援金を交付することを内容とするものである。
- 2 本プロジェクトは次のコースからなる。
 - ①お食事券付き応援コース
 - ②お食事券なし応援コース
 - ③オークション応援コース
- 3 乙は、甲に支援金を引き渡すことが不適切と判断した場合、支援者に支援金を返還することができる。
- 4 本プロジェクトの内容・詳細は、本契約に定めるものの他はすべて乙が取り決め、甲はそれに従うものとする。
- 5 乙は、本プロジェクトにおいて、甲の委託をうけ、支援者などの第三者とのやりとり、支援金の振込・管理等の諸手続を行う。なお、Merch Hub は、オークションを開催するプラットフォームの提供、支援金の収納を代行するのみであり、甲と乙及び甲と支援者との間の紛争について一切責任を負わない。

第3条（お食事券付き応援コース）

- 1 お食事券付き応援コースは、CAMPFIRE の Web サイトを利用して支援者を募るコースで、支援者が支援する参加店舗及び食事券の金額を指定し、当該参加店舗の発行する食事券（おつり不要）を事前に購入するコースである。この場合、甲は、乙に対し、CAMPFIRE 上での支援金集めを委託する。
- 2 支援者が支援する参加店舗として甲を指名し、CAMPFIRE が支援者から支援金を受領した段階で支援者と甲との間で、食事券の売買契約が成立する。食事券の売買代金額は乙が定める。
- 3 甲は、乙に対し、支援金の収納代行を委託し、乙が支援金を受領した段階で甲に対する支援金の支払いが完了したこととなる。なお、乙から甲への支援金の交付は乙が CAMPFIRE から支援金を受領した後、概ね一週間程度を目安に実施するように努める。
- 4 甲は、支援金を受領後、速やかに、支援者に対して、支援者の購入した食事券（送付の日から6か月以内の有効期限の記載されたもの。）を、Email にて送付しなければならない。
- 5 甲は、支援者に対して、前項の食事券を利用させ、甲の店舗において食事を提供しなければならない。ただし、甲がその店舗を閉店した場合にはこの限りでない。この場合、甲が支援金の交付を受けているときは、交付された支援金を乙に返金しなければならない。乙はかかる支援金を支援者に返金する

ことができる。

- 6 第4項及び前項にかかわらず、乙が、支援金を甲に対して交付する前に、甲が飲食店を閉店することとなった場合には、甲は、乙に対して、閉店決定後、速やかに閉店する旨を報告しなければならない。この場合、乙は、甲に対して支援金を交付せず、支援者に対して返金することができることとし、甲は支援者に対して食事券を利用させないことができる。

第4条（お食事券なし応援コース）

- 1 お食事券なし応援コースは、CAMPFIRE の Web サイトを利用して支援者を募るコースで、支援者が支援金の対価として食事券の交付を受けないコースである。さらに次の2つの場合に分かれる。これらの場合、甲は、乙に対し、CAMPFIRE 上での支援金集めを委託する。
 - ①支援者が支援する参加店舗を指定して支援する場合
 - ②支援者が支援する参加店舗を指定せずに支援する場合
- 2(1) 支援者が支援する参加店舗を指定して支援する場合は、CAMPFIRE が支援者から支援金を受領した段階で支援者と指定された参加店舗との間で、支援金の贈与契約が成立する。
- (2) 前項の場合、甲は、乙に対し、支援金の収納代行を委託し、乙が支援金を受領した段階で甲に対する支払いが完了したこととなる。なお、乙から甲への支援金の交付は乙が支援金を受領した後、概ね一週間程度を目安に実施するように努める。
- 3 支援者が支援する参加店舗を指定せずに支援する場合は、乙と支援者との間で贈与契約が成立することとなり、乙は、甲に対して、集まった支援金から必要経費（決済手数料、郵送料等の事務経費、振込手数料など）を控除した上、参加店舗が平等に扱われるように分配する。分配方法、分配金額、分配時期などの詳細は乙が取り決める。なお、乙から甲への支援金の分配は本プロジェクト終了後、概ね一週間程度を目安に実施するように努める。

第5条（オークション応援コース）

- 1 オークション応援コースは、乙が Merch Hub の Web 上に物品を出品し、支援者が落札し、支援者の落札金が支援金となるコースである。
- 2 乙と支援者との間で売買契約が成立することとなり、乙は、甲に対して、集まった支援金から必要経費（決済手数料、郵送料等の事務経費、振込手数料など）を控除した上、参加店舗が平等に扱われるように分配する。分配方法、分配金額、分配時期などの詳細は乙が取り決める。なお、乙から甲への支援金の分配は本プロジェクト終了後、概ね一週間程度を目安に実施するように努める。

第6条（届出事項）

- 1 甲は、乙に対し、参加申込フォーム及び本契約書に記載した内容に虚偽又は不正がないことを表明する。
- 2 甲は、参加申込フォームに記入した内容など乙に提供した個人情報等に変更があった場合は、乙に対し、遅滞なく、当該変更事項にかかる情報を提供しなければならない。

第7条（個人情報の取扱い）

- 1 甲は、乙より、支援者による食事券の利用に必要な範囲内で、支援者の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を取得することができる。
- 2 甲は、支援者の個人情報を支援者の食事券の利用に必要な範囲でのみ使用することができ、それ以外に利用するためには、甲自ら、支援者より個別の同意を取得しなければならない
- 3 乙は、本プロジェクトの実施等に必要な範囲内で、乙の個人情報（氏名・名称、代表者氏名、住所・所在地、店舗所在地、電話番号、メールアドレス、本人確認書類その他参加資格に関する情報等）を支援者等の第三者に提供することができる。
- 4 Merch Hub は、支援者及び甲の個人情報が漏えいしたことにより生じる支援者及び甲の損害について一切その責任を負わない。

第8条（権利の帰属等）

- 1 甲は、本件業務の遂行過程において乙が作成する食事券等の書類等（以下「本件成果物」という。）に係る著作権及びそれらに含まれるノウハウ、コンセプトその他の知的財産権は、すべて乙に帰属することに同意する。
- 2 乙は、本件成果物及びその他これに含まれるノウハウ、コンセプト、アイデア等を、甲以外の第三者に対する本件業務と同一又は同種の業務の遂行に使用することができる。

第9条（秘密保持）

- 1 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本プロジェクトに関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの。
 - (2) 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの。
 - (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - (5) 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの。
- 2 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。

第10条（解除）

乙は、甲に次の各号に定める事由の一つが生じたときは、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき。

- (3) 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
- (6) 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
- (7) 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- (8) 参加申込フォーム又は本契約書に記載した内容に虚偽又は不正があったとき。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、乙に対し、本契約締結時及び将来にわたり、自ら及びその親会社、子会社、関連会社の役員（名称の如何を問わず、経営に実質的に関与しているものをいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、並びに、自ら及びその親会社、子会社、関連会社の役員及び従業員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証する。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 乙は、甲が前項の規定に違反した場合には、何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。なお、甲に解除による損害が生じた場合でも、乙に対し、何ら請求することはできないものとする。

第 12 条（再委託等）

乙は、本プロジェクトの一部を第三者に委託することができる。

第 13 条（契約上の地位の移転等の禁止）

いずれの当事者も、本契約に基づく権利又は義務の全部もしくはその一部を相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。但し、乙が、本契約第 10 条の定めに基づいて本件業務の全部又はその一部を第三者に再委託する場合は、この限りではない。

第 14 条（契約内容の変更）

本契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。

第 15 条（準拠法・合意管轄）

- 1 本契約は、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合は、乙の本店所在地を第一審の専属的管轄裁判所とすることを合意する。

第 16 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決するよう努めるものとする。

年 月 日

甲（参加店舗）：

Don Sueños 合同会社
瀬川 雅子

乙：